

事務連絡  
令和4年10月6日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課  
国民保護室長  
国民保護運用室長

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について（追加送付）

北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応については、「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（令和4年10月5日付け消防国第162号・消防運第59号消防庁国民保護室長・国民保護運用室長通知）により、Jアラート機器の点検の徹底や、機器の正常な動作作動の確認について、依頼したところです。

当該通知において別途お知らせすることとしていた、令和4年10月4日の北朝鮮による弾道ミサイル発射の際の全国瞬時警報システムによる情報伝達に支障が生じた地方公共団体の不具合事例について、別添のとおり送付します。

今般、北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次いでいる状況を踏まえ、各地方公共団体におかれましては、下記事項に十分留意の上、改めて万全の体制を講じるようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知徹底していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁国民保護室・国民保護運用室  
栗山係長、戎、吉田、重富、岸  
電話：03-5253-7550  
メール：j-alert@ml.soumu.go.jp

# 本事案のＪアラートによる情報伝達における主な不具合事例と対策

令和４年10月４日の北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応に際し、複数の団体において、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達に以下のような不具合が発生

主な不具合事例	原因	対策
Ｊアラートの情報自体が受信できなかったもの	<ul style="list-style-type: none"><li>受信機故障</li><li>受信機本体の不具合（フリーズ等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>早期の代替機の手配</li><li>手動配信体制の確立</li><li>日常的な点検の実施</li></ul>
Ｊアラートの情報受信後、動作ルールの設定ミスにより、情報伝達手段への起動指示が行われなかったもの	受信機の動作ルールの設定ミス（受信信号と情報出力のひも付け）	<ul style="list-style-type: none"><li>国民保護情報の起動条件、動作ルールが適切に設定されているかを確認する（一度設定したら変更しない）</li><li>Ｊアラートテスト機能の実行</li></ul>
Ｊアラートの情報受信後、連携する機器への起動指示は行われたものの、情報伝達手段が起動しなかったもの（防災行政無線の場合）	防災行政無線の故障	早期に機器の改修・整備を行う
Ｊアラートの情報受信後、連携する機器への起動指示は行われたものの、情報伝達手段が起動しなかったもの（登録制メールの場合）	登録制メール配信システムの不具合（Ｊアラートから送信された情報のデータ変換に失敗）	<ul style="list-style-type: none"><li>Ｊアラートから送信された情報をデータ変換できるように早期にシステム改修を行う</li><li>手動配信体制の確立</li></ul>